

平成 30 年 5 月 15 日  
危機管理課

## 危機管理特別委員会資料

## 浜松市災害情報伝達手段整備工事の公告について

## 1 目的

災害時の被害を最小限に抑えるため、避難情報等を迅速かつ確実に市民へ伝達する災害情報伝達システムを構築する。

## 2 事業内容

既存アナログ同報無線に替わる新たな災害情報伝達手段を設計し、整備工事を実施するもの

## 3 整備方針と要求水準

整備方針	要求水準
I PUSH型（自動起動、お知らせ機能）の情報伝達を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 屋内外で各個人もしくは世帯に情報が届く、PUSH型情報配信が備わっていること。</li> <li>➤ 本市の地域特性や事情を踏まえ、複数の情報伝達手段を組み合わせたシステム構成により、屋内外の個人もしくは世帯へ情報が届くこと。</li> </ul>
II 音声及び文字情報が各個人もしくは世帯の情報端末に届くこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 音声及び文字だけでなく、緊急情報を視覚的に通知する機能を有していること。</li> <li>➤ 高齢者、視覚・聴覚障がい者などへ情報配信ができること。</li> <li>➤ 本市が指定する言語で情報配信ができること。（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）</li> </ul>
III 地域別発信が可能であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域別発信の単位は、区、地区、災害危険エリアなど100以上のグループ設定ができること。</li> </ul>
IV 既存設備（民間設備を含む）を利用し、整備費及び維持管理費を削減すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存設備又は民間設備を活用するなど整備費及び維持管理費の低廉化を図ること。</li> <li>➤ 通信技術の変化及び将来の機能増設等に対応できる拡張性を有すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存同報無線と同等以上の役割を担うシステムであること。</li> </ul>

## 4 公告日（平成 30 年 5 月 7 日）

- ・限度額：2,300,000 千円
- ・履行期間：契約締結翌日から平成 35 年 3 月 31 日まで  
（※但し、整備にかかる工事は平成 33 年 3 月 31 日まで）
- ・入札方式：公募型プロポーザル方式（整備費及び維持管理費も評価する）

## 5 スケジュール

区分	期日又は期間
公告	平成 30 年 5 月 7 日(月)
ヒアリング審査	平成 30 年 8 月 7 日(火)（予備日 8 月 8 日）
企画提案の特定	平成 30 年 8 月中旬
特定した新方式の方針説明	議会説明：平成 30 年 9 月議会 住民説明：平成 30 年 9 月～10 月（区協議会）
契約締結	平成 30 年 11 月議会（総務委員会）

# 浜松市災害情報伝達手段基本構想について

## 1 基本方針

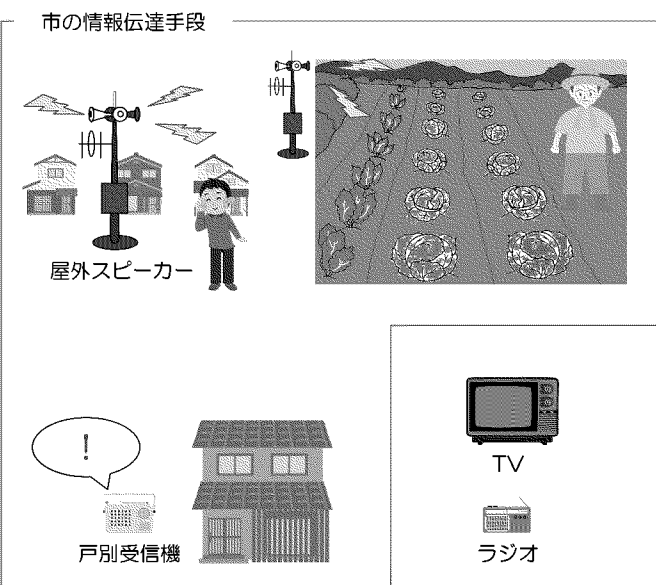
災害情報については、全ての市民に迅速かつ確実に伝わる事が重要である。しかし、本市は全国第二位の市域面積であり、南は遠州灘、北は赤石山脈に面するなど、様々な地形・地質を有するため、地域によって災害事象が大きく異なる。このようなことから各地域の現状、災害特性及び課題を踏まえ、想定される災害に対して最も有効な災害情報伝達手段を整備する。

## 2 主な現状と課題

現状と問題点	課題
高齢者、視覚・聴覚障害者などの情報弱者への情報配信が十分ではない。	音声、文字、画像等のPUSH型配信が必要
沿岸域や中山間域を中心に 734基の屋外スピーカーがあるが、豪雨や強風等の悪天候時には屋内外で放送内容が聞き取れない。	天候に影響されず、屋内外で各個人もしくは世帯の誰かに届く情報伝達手段が必要
区単位での情報配信しか出来ず、風水害時の避難勧告等では、住んでいる地域とは関係ない情報が配信されている。	エリア指定ができる情報配信手段が必要
現行同報無線システムの使用期限は電波法関係審査基準の改正により平成 34 年 11 月 30 日までである。	使用期限までに長期使用に適した機器(システム)への更新が必要
同報無線システムは整備から約 30 年を経過しており、老朽化や修繕部品の枯渇が顕著化している。	更新や維持管理費の総費用に着目した整備が必要

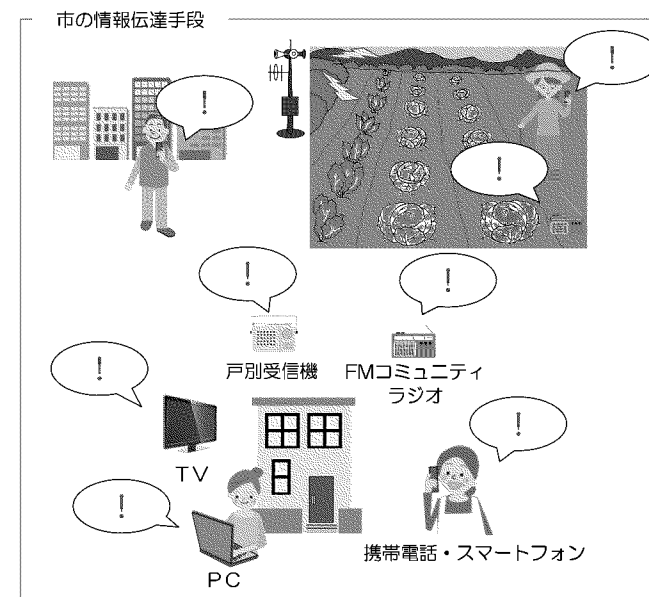
## 3 情報伝達手段の変化

### 【30年前】



・災害情報の伝達手段は、屋外スピーカーと戸別受信機しかなかった。

### 【現在】



・屋内外ともに伝達手段が多様化している。  
・文字表示により、確実に情報伝達が可能である。

## 4 整備方針

- I PUSH型（自動起動、お知らせ機能）の情報伝達を確保すること
- II 音声及び文字情報が各個人もしくは世帯の情報端末に届くこと
- III 地域別発信が可能であること
- IV 既存設備（民間設備を含む）を利用し、整備費及び維持管理費を削減すること

## 災害情報伝達手段イメージ

